

口座の売買・譲渡し(譲受け)は犯罪です

通帳・キャッシュカードや、インターネットバンキングのログオン ID・パスワードなどを譲り渡したり・譲り受ける行為は、有償・無償を問わず犯罪となります。SNS 等での銀行口座買い取りの勧誘にご注意ください。

各行為により問われる罪の詳細	
自分や他人名義の通帳・キャッシュカードを譲り渡す行為	犯罪収益移転防止法違反 一年以下の懲役 100 万円以下の罰金
自分や他人名義の通帳・キャッシュカードを譲り受ける行為	
インターネットバンキングのログオン ID・パスワードの情報を譲り渡す行為	
インターネットバンキングのログオン ID・パスワードの情報を譲り受ける行為	
他人に譲り渡す目的で口座を開設する行為	詐欺罪 10 年以下の懲役
他人・架空名義の口座を開設する行為	
他人名義の口座から ATM で現金を引き出す行為	窃盗罪 10 年以下の懲役 50 万円以下の罰金

譲渡・貸与された口座は、振り込め詐欺などの犯罪に利用される可能性があります。その場合、譲渡していない他の口座も全て凍結されたり、今後新たな口座開設ができなくなる可能性があります。

当行では、他人による口座の利用や口座の譲渡を目的とした口座開設はお断りさせていただきます。また、口座開設後に他人による利用や譲渡が確認された場合は、口座のご利用を停止させていただきます。